

# 茨城町ふるさと寄附金

ふるさと納税

ふるさと寄附金（ふるさと納税）は、かつて住んでいた故郷、思い出の場所、興味のある地域などの自治体への寄附金です。

茨城町においては、町を「ふるさと」とし、大切に思ってくださる方々の気持ちを町政に反映させ、更により多くの皆さまから応援していただけるまちづくりの推進を目的とし、「茨城町ふるさと寄附金」制度を設けています。

## 「茨城町ふるさと寄附金」を町外の親戚や友人の方にご紹介ください！

平成27年4月の税制改正により、ふるさと納税制度の活用促進のため、住民税の控除額が拡充される等の措置がなされ、より一層身近で便利になりました。

茨城町では、ふるさと納税への関心が高まる中、今後も町の魅力を広くPRするため、お礼の品を増やしていく予定です。

この機会に、ぜひ町外にいる親戚や友人の方へ「茨城町ふるさと寄附金」をご紹介ください。  
寄附金は茨城町のホームページまたは郵送等で申込みができます。

※「茨城町ふるさと寄附金」

公式HPアドレス：<http://www.citydo.com/furusato/official/ibaraki/ibaraki/>

## 寄附金の使い道を選択することができます！

皆さまからいただいた寄附金は、茨城町の更なる発展を目指し、地域活性化のための事業に使わせていただきます。

寄附を通して、どなたでもそれぞれが思う「まちづくり」に関わることができます。

### 【寄附金の使い道（事業内容）】

#### ①水と緑の保全などの環境に関する事業

○自然環境の保全と再生 ○涸沼の利活用に関する取り組み など



#### ②人材育成に関する事業

○青少年の健全育成 ○ボランティア活動の人材育成 など

#### ③伝統文化の継承や文化財保護に関する事業

○地域における交流事業 ○文化財の保護 など

#### ④スポーツの振興や健康増進に関する事業

○スポーツの活性化に関する取り組み ○健康づくり ○文化活動の拠点づくり など

#### ⑤農業振興や観光などの地場産業に関する事業

○担い手の育成 ○農産物のブランド化 ○涸沼自然公園等の施設整備 など

#### ⑥住民の福祉に関する事業

○子育て支援 ○地域福祉の充実 ○高齢者支援 など

#### ⑦その他目的達成のため町長が必要と認める事業

※昨年度までの寄附金額は「茨城町ふるさと寄附金」公式ホームページにて公表しています。

※今年度までの寄附金は来年度の事業に充当します。具体的な詳細は後日公表いたします。

## 寄附をいただいた方にお礼の品を贈呈しています！

寄附をしていただいた方に感謝の気持ちを込めて、お礼の品をお贈りしています。

お礼の品は、現在17事業所のご協力により、町で生産された農畜産物や加工品など、28品目のラインナップからご希望の品を選んでいただいておりますが、寄附者の多くから高い評価をいただいております。

町内の事業所の皆さま、町内外に発信したい自慢の逸品がございましたら、ぜひお礼の品ラインナップの一つとしてご参加ください。

【問合せ先】まちづくり推進課 ☎ 029-240-7126

# 茨城町都市計画マスターplan改定案の縦覧 ～茨城町の20年後を見据えて～

茨城町では、平成11年に「茨城町都市計画マスターplan」を策定し、「住み続けたい夢のあるふるさと・いばらきまち」をまちづくりの目標に掲げ、道路や公園などの基盤整備や生活拠点の形成、地域の自然や歴史の保全・活用、町民と行政による協働のまちづくりを進めてきました。

しかし現在では、当初策定から相当の期間が経過しており、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化など、茨城町を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような様々な状況の変化による新たな課題に対応し、魅力あるまちづくりを進めるため、茨城町における都市計画の基本的な方針である茨城町都市計画マスターplanの改定を進めています。

つきましては、当計画の「全体構想」と「地域別将来像」の案について、下記のとおり縦覧を行います。案についてご意見のある方は、意見書提出期間中に意見書を提出することができます。

## ○茨城町都市計画マスターplanとは

都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、主に土地利用や都市施設の整備に関する基本方針を策定し、都市の将来ビジョンとその実現に向けた方向性を明らかにするものです。

## ○茨城町都市計画マスターplanの構成

### 《全体構想》

茨城町全体を対象として、概ね20年後における茨城町の将来像を検討し、都市計画の主な分野（土地利用・道路・公園・下水道など）の計画や整備に関する方針を定めるもの。

### 《地域別将来像》

よりきめの細かい計画とするため、茨城町を長岡地域、川根地域、上野合地域、沼前地域、石崎地域の5つの地域に区分し、地域ごとの将来像や方針を定めるもの。



### 【縦覧について】

○縦覧期間：11月16日（月）～11月30日（月）

※土日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

○縦覧する内容：茨城町都市計画マスターplan（案）

○縦覧場所：茨城町都市建設課

### 【意見書の提出について】

○意見書提出期間：11月16日（月）～12月7日（月）

※持参の場合は土・日曜日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

○意見書提出方法：郵送又は直接持参

○意見書提出先：茨城町都市建設課（〒311-3192 茨城町大字小堤1080番地）

※都市計画マスターplanの改定案は、茨城町ホームページ上でもご覧いただけます。

※意見書の様式は、縦覧場所にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ先】都市建設課 ☎ 029-240-7115